糸満市地場産品推奨キャラクター
いとちゃん



使っていますか？防炎物品

カーテンやじゅうたんなど、火災が広がりやすい場所に使うもの。
購入・交換の際は「防炎」の表示を確認しましょう！

小さな火でも、燃えやすいものに着火すると、あっという間に燃え広がることがあります。日頃から防炎物品を選び、火災の拡大を防ぎましょう。

そもそも「防炎」ってなに？

「防炎」とは、燃えにくい性質のことです。繊維など燃えやすいものに防炎性能を持たせる加工を行い、小さな火源に接しても容易に着火しにくく、着火しても燃え広がりにくくするものです。人が多く出入りする施設や、火災時に避難が難しい人が利用する施設などでは、消防法令により防炎対象物品の使用が義務付けられている場合があります(消防法第８条の３)



あなたの事業所の用途は何ですか？

□劇場・映画館・集会場(公民館等)	□ゲームセンター・カラオケ・風俗店舗
□飲食店・居酒屋	□店舗
□ホテル・旅館	□病院・老人ホーム等
□福祉施設・保育所・特別支援学校	□公衆浴場・テレビスタジオ…etc

これらの内、一つでもチェックがあれば防炎物品を使用しなければいけません!!

※対象となる建物や用途は、規模・用途・条件等によって異なります。個別の取扱いは消防本部予防課へご確認ください。

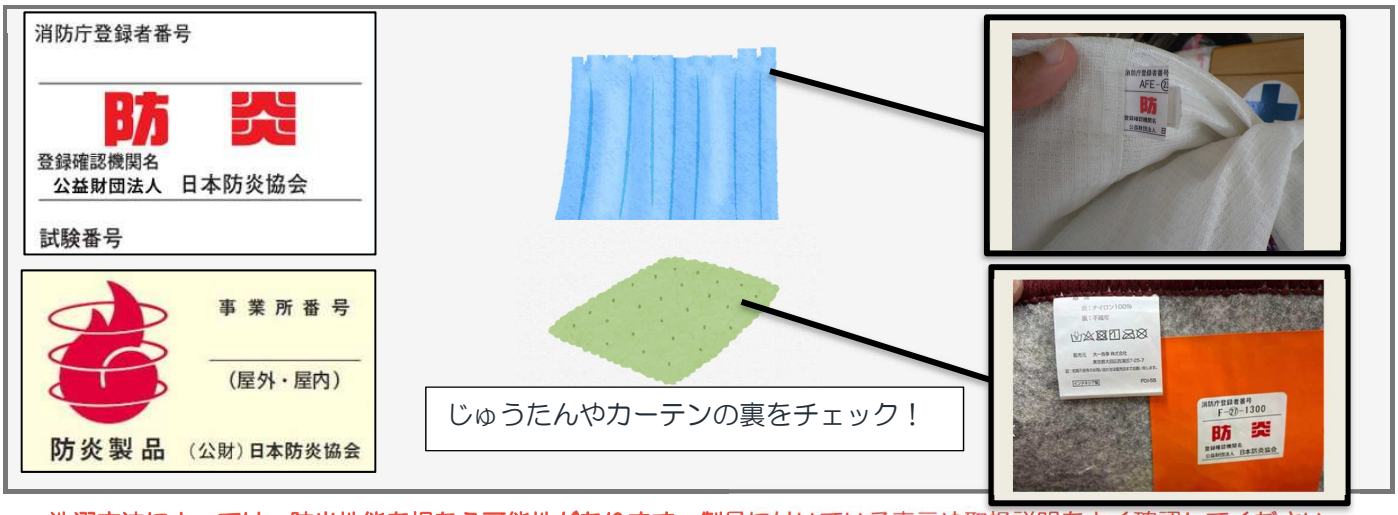
防炎物品にする必要があるもの…

①カーテン(レースカーテン含む)・布製ブラインド	②じゅうたん・ござ・カーペット・人工芝・ジョイントマット(大きさが２㎡以上のもの)
③展示用合板・パネル・掲示板 ※(壁の一部となっているものは除く)	④舞台で使う幕類など

※防炎対象物品には、上記以外にも指定されているものがあります。使用する施設や物品の種類については、予防課へお問い合わせください。

防炎表示をチェック！

防炎性能は、見た目だけで判断することが難しいため、防炎物品には防炎表示が付けられています。購入するときは、表示の有無を確認しましょう。



洗濯方法によっては、防炎性能を損なう可能性があります。製品に付いている表示や取扱説明をよく確認してください。

「防炎製品」とは？

防炎製品は、火災予防に役立つ製品として使用が推奨されるものです。消防法令で使用が義務付けられる防炎対象物品とは別に、寝具類・衣類などの繊維製品について、防炎性能を備えたものとして団体独自の制度で認定されている「防炎製品」があります。

Q&A

Q.どんな大きさのじゅうたんでも規制の対象になりますか？

A.　じゅうたん等の床敷物にあっては概ね２㎡(シングルベッドのマットレス程度)以下の物は防炎規制の対象にはなりません。また、ジョイントマット等継ぎ合わせることにより２㎡以上になる物も規制の対象です。

Q. 共同住宅で１階部分を飲食店として使用しているのですが、建物全て防炎規制の対象でしょうか？

A. 防炎規制が係るのは飲食店の用途として使用している部分のみです。ただし建物の高さに応じて建物全体に規制が生じる場合もありますので、お問い合わせ下さい。

「命どぅ宝」火災から大切な命と暮らしを守るために
防炎物品を選びましょう！



糸満市地場産品推奨キャラクター
いとちゃん

【問い合わせ先】糸満市消防本部　予防課
TEL:098-992-2673